

# 障害学生の教育支援法制

—カリフォルニア州コミュニティ・カレッジに関する事例研究—

三 浦 嘉 久

DSP&S programs and serving students with disabilities in the California Community College system

Yoshihisa Miura

---

カリフォルニア州は、州独自の他州に誇る「障害学生プログラム・サービス」(Disabled Students Programs & Services. 略してDSP&S あるいはDSPS)という障害学生のための教育政策を実施している。州内の各コミュニティ・カレッジはこれに基づき、各カレッジ毎の「障害学生プログラム・サービス」を持ち、これを展開している。

本稿で取り上げた問題は、アメリカの障害学生の教育支援法制度を、その一端に過ぎないが、カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジについてみることである。

**Key words:** [障害学生] [コミュニティ・カレッジ] [障害学生プログラム・サービス (DSP&S)] [教育支援法制度]

---

(Received September 18, 2007)

## 1 はじめに

カリフォルニア州は、州独自の他州に誇る「障害学生プログラム・サービス」(Disabled Students Programs & Services. 略してDSP&SあるいはDSPS)という障害学生のための教育政策を実施している<sup>(1)</sup>。州内の各コミュニティ・カレッジはこれに基づき、各カレッジ毎の「障害学生プログラム・サービス」を持ち、これを展開している。

本稿で取り上げた問題は、障害学生の学習を支援するDSPSが壮大に体系的な法制度によって支えられていることである。

以下この法制を、諸法と法を直接担保する機関(公民権局)についてみることにする。

## 2 カリフォルニアのコミュニティ・カレッジにみる障害学生の教育支援法制

### (1) 障害者差別禁止法

障害者を差別することを禁止する基本的な法律がある。それはアメリカは二元的な法制度を

---

\* 鹿児島純心女子短期大学生生活学科生活学専攻現代ビジネスコース (〒890-8525 鹿児島市唐湊4丁目22番1号)

取っているので、連邦法とカリフォルニア州法からなる。

#### 1) 連邦法

##### A リハビリテーション法1973 (Rehabilitation Act of 1973)

本法は1973年に連邦議会を通過した障害者への差別を禁止する連邦法である。

本法は教育に対する平等なアクセスを保障し、国中に市民権の活気あふれる実施により教育的な卓越性を推進することを目的としている。

第504条は次のように規定している。

アメリカ合衆国の障害者は、いかなる形態であれ、ただ障害 (disability) を有するというだけの理由で、参加を拒否されたり、連邦財政の助成を受給するプログラムまたは事業において受益を否定されたり、差別を蒙ることは許されない。

本条により「連邦政府から財政的援助を受けている大学は、いかなる授業、コース、その他の教育プログラムや活動から障害学生をその障害を根拠に差別してはいけない」<sup>(2)</sup> ことになった。

なお、1986年に連邦議会がリハビリテーション法に追加した第508条は、電子機器アクセシビリティに関するもので注目される。この条文は次のとおりである。

「教育省長官は、国立障害リハビリテーション研究所および連邦調達庁長官を通じてエレクトロニクス業界と協議の上、障害を持つ個人が、特別な周辺機器の有無にかかわらず、電子事務機器を利用できることを保証するように企画された電子機器のアクセシビリティに関する指針を作成し、確立しなければならない」<sup>(3)</sup>

この後、第508条は1998年にも重要な改正が加えられている。

##### B 障害をもつアメリカ人法 (American with Disabilities Act. ADA)

ADAは1964年の公民権法 (Civil Rights Act) では対象とされなかった障害者のための公民権法として、1990年に制定された。

ADAはあらゆる分野における障害者の公民権 (civil rights) 保護を主眼として、障害 (disability) に基づく差別を完全に取り除くことを目的として、連邦議会が新たに制定した全国的規範であり、民間企業の雇用 (第1編, Title I), すべての州政府および地方自治体 (第2編, Title II), 博物館, レストラン, 劇場などの私的団体によって運営される公共施設およびサービス (第3編, Title III) において障害者への差別を禁止し、聴覚障害者, 難聴者, 発語障害者に対する電気通信サービスへのアクセシビリティを義務付けている (第4編, Title IV)。

ADAは障害 (disability) をもつ人々の平等に関する世界で初めての包括的宣言としての意義ももっている。

ADAは、1973年のリハビリテーション法第504条を民間の施設やサービスにまで拡張したもので、大学教育は公立、私立を問わず障害 (disability) をもとに差別することが禁じられるようになった (第201条, 第301条など)。

ADAと第504条との相違は二つある。第1は、ADAは「人権の問題を扱う市民権法です。この法律に従えば、障害者は彼らの障害の故に差別されることはできません。そうした差別は市民権, すなわち, 人権の事項」<sup>(4)</sup>である。これに対して第504条は、「ただ連邦から資金を受けている事業体だけを対象にしています」<sup>(4)</sup>。第2は、ADAは「リハビリテーション法第504条

によって対象とされている人々だけでなく、それに加えて、その他すべての人をもカバーしています。団体が連邦の資金を受けているか否かはもはや問題ではありません。」<sup>(5)</sup>

## 2) カリフォルニア州法

### A カリフォルニア州・上院法803 (Assebyl Bill 803)

本法は州が支援するプログラムにおいて障害者に対する差別を禁止している。

### B カリフォルニア州公正雇用及び居住法 (California Fair Employment and Housing Act (FEHA))

障害者などについて雇用や居住について差別することを禁止する法律である。

## (2) DSPS関連法

DSPSに関連する法令および決議がある。全てカリフォルニア州議会で成立したものである。

### A カリフォルニア州・下院法77 (Assembly Bill 77, 1976)。

本法は、カリフォルニア州の全コミュニティ・カレッジに障害学生などがコミュニティ・カレッジのサービス、授業及びプログラムを差別されることなくアクセスできるように教育資金を支出するものである。

DSPSは本法によって1976年に開設されたのである。

### B DSPSのための規則タイトル5 (DSP&S Title 5 Regulations)

規則タイトル5はカリフォルニア法典規則編 (タイトル1からタイトル28までである) の規則の中の一つで、カリフォルニア州教育当局が制定し、DSPSに関して56000条から56076条まで規定している。この規則は法律ではないが法律と同じ効力を持ち、障害学生が教育プログラムやサービスを利用する上で重要な役割を果たす。

### C カリフォルニア州・下院法 (Assembly Bill 746, 1987)

本法は州民の公的中等後教育に対する平等なアクセスを規定し、障害学生を擁護するものである。

### D 決議

下院共同決議3(1968) (Assembly Concurrent Resolution 3 (1985))と下院共同決議201(1976) (Assembly Concurrent Resolution 201 (1976))がある。

## 3 公民権局 (Office of Civil Rights, OCR)

市民権諸法の実施を監視するために設置されたのが公民権局 (Office of Civil Rights) であり、保健教育福祉省 (現、教育省) に置かれた。なお、公民権局の訳語については、1957年の公民権法 (Civil Rights Act) に基づいて設置された同様な連邦政府の内部部局があり、それは米司法省公民権局 (Civil Rights Division, Department of Justice) と呼ばれる。

公民権局 (Office of Civil Rights, OCR) は、連邦政府の財政援助を教育省から受けているプログラムや事業において差別を禁止している連邦法の公民権関連法、すなわち公民権法1964年・第VI編 (Title VI of the Civil Rights Act of 1964)、教育修正条項1972年・第IX編 (Title IX of the Education Amendments of 1972)、リハビリテーション法1973年・504条 (Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973) および年齢差別法・1975年 (the Age Discrimination

Act of 1975) を執行する。これらの諸法のうち、障害 (disability) による差別を禁止する法がリハビリテーション法504条で、そのモデルとなった法律が、1964年に成立した公民権法 (Civil Rights Act) 第VI編である。第VI編は連邦政府基金受給者に対して雇用、居住地選択、教育等において人権、宗教、米国移住前の出身国に基づく差別をいっさい廃止し、全国民に均等の機会を与えることを規定したものである。その後、この中に年齢、性別、身体障害も差別廃止の基礎とする項目が加えられた。

また、公民権局は、障害を持つアメリカ人法・1990年・第2編 (Title II of the Americans with Disabilities Act of 1990) を執行する。障害を持つアメリカ人は、再説すれば、公共団体について、連邦政府から財政援助を受けると否とに関係なく、差別を禁止している。

因みに米国『教育概観』では、公民権局について次のように紹介している。

「教育省公民権局は、人種、肌の色、出身国、限られた英語能力、性別、障害 (disability)、年齢にかかわらず、すべての生徒が教育を受ける平等な機会を確保することを意図した、公民権 (civil rights) 関係の法を遵守させる。これら公民権法 (Civil Rights Act) のいくつかは、連邦政府教育省の資金を供与されているすべての機関にその適用範囲が及ぶ。すなわち、初等・中等学校、単科大学と総合大学、職業訓練学校、州立および職業訓練のためのリハビリテーション施設、プロプライエタリー・スクール、図書館、美術館などである。公民権局はまた、生徒や保護者、学校、大学が公民権 (civil rights) についてより一層理解を深めて、地域ごとに公民権 (civil rights) の問題に取り組めるように、ガイダンスを行ない、資金援助をする。」<sup>(6)</sup>

しかし、この解説は、公民権局の及ぶ範囲が「連邦政府教育省の資金を供与されている」かに関係のない場合もあることについて触れられてなく、問題がある。

公民権局の重要な業務は、差別の苦情申立を解決することである。差別の苦情は、連邦政府から資金援助を受けている教育機関が人種、肌の色、出身国、性、障害 (disability) または年齢によって誰かを差別したと思う者は誰でも申し立てることができる。苦情を申し立てる人や団体は、差別の被害者でなくてもよく、他人や他団体に代わって申し立ててもよい。

公民権局はその本部 (national headquarter) がワシントンの教育省に置かれ、執行局 (enforcement office) が全米4地区に総計12局ある。カリフォルニア州では執行局のサンフランシスコ局がサンフランシスコ市にある。

筆者は2002年2月に「障害学生の学習支援システムに関する実証的研究」のため、カリフォルニア州内のコミュニティ・カレッジなどを訪問したが、このとき面接したサンタモニカカレッジの「障害学生大学センター」の担当者が、公民権局の存在と活動について相当意識した説明をしてくれたことを思い出す。現在、公民権局に対する苦情申立<sup>(7)</sup>は種々、多数あり、この場合、関係する大学当局としては大いに困惑することは想像に難くない。

## 4 結 び

障害学生の教育支援法制度の内容を構成する要素としては、以上に述べたものの他に判例法がある。判例法の国であるアメリカにおいては判例法の存在意義は極めて大きい、ここでは省略した<sup>(8)</sup>。また、行政機関の方策と方針 (Administrative Policies and Guidelines) もカリフォ

ルニア州では支援法制度の一環をなしているが、これも今回省略した。

障害学生の教育支援であるDSPSは、すなわち障害学生の学習は、以上のような連邦法、州法、判例法およびに行政機関の方策と方針によって支援されているのである。これらの法（広義の）は膨大な数量にのぼるが、障害学生はその数量の法を自分の学習権を実現するために利用して公民権局、最後には裁判所に支援を求めることができ、実効性が大きいものである。

わが国の障害学生の教育支援はDSPSのような包括的・体系的な計画を欠き、その法制度は、アメリカの制度<sup>9)</sup>に比して数と質において大いに立ち後れている。

## 注

- (1) Disabled Students Programs & Servicesについては、参照、拙稿「障害学生への学習支援システム」『鹿屋体育大学紀要』（第28号，2002年），64－67頁。
- (2) 富安芳和他編『障害学生の支援』1996，慶應義塾大学出版会，133頁。
- (3) 浅野史郎編『障害者の可能性を拓げるコンピュータ』1990，中央法規出版，189頁。
- (4) 富安，前掲書，109頁。
- (5) 富安，前掲書，110頁。なお，「第509条は，障害者が社会復帰することを福祉の恩恵としてではなく，公民権であるとする概念を打ち立て，連邦政府の障害対策を変革した。」（リチャード・K・スコッチ著 竹前栄治監訳『アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた』2000，明石書店，205頁）という重要な指摘がある。
- (6) 米国教育省『教育概観』，Embassy of the United States，<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-profile.html>，2007/9/16所収。
- (7) 苦情申し立てに関するOCRの対応例については，参照，“OCR Letter：City College of San Francisco”，<http://www.dlrp.org/html/topical/FAPSI/OCR/ccsf.html>，2007/9/9所収。
- (8) 参照，都築繁幸「「障害を持つ米国人法」制定後の判決から見た米国高等教育における障害者問題の最近の動向」メディア教育開発センター編・発行『研究報告・第33号』2002，pp.23－36。
- (9) 参照，広瀬洋子「米国の大学における障害者支援システムの現在－2001年AHEAD大会から」メディア教育開発センター編・発行『研究報告・第33号』2002，pp.2－7。

広瀬によれば，「法制面においては，負傷したベトナム帰還兵を迎えるさいに成立した1973年のリハビリテーション法の504条と，関連法案の集大成である1990年に成立した障害を持つアメリカ人法（Americans With Disabilities Act：以下ADA）によってほとんどの大学に障害者サポートが法的に整備されることになった。ADAは公民権運動の流れに障害者の人権を位置づけ，雇用，交通，公共施設，コミュニケーションシステム等の差別を禁止することになった。」（前掲，p.2）。「大学でいえば，障害を理由に差別したり，障害者への配慮を欠く大学は告訴され，敗訴すれば連邦政府からの助成金が打ち切られるほか，高額な賠償金を大学自身が負担しなければならない。米国の高等教育機関では，障害者への支援は人権への配慮という憲法に基づくモラルの実現であると同時に，大学運営に

とって避けては通れない不可欠の領域となった。」(前掲, p.2), という現状になっている。

## 参考文献

- (1) 田中英夫編『英米法辞典』1991, 東京大学出版会。
- (2) 浅野史郎編『障害者の可能性を拓げるコンピュータ』1990, 中央法規出版。
- (3) 中野善達他編『障害をもつアメリカ人に関する法律』1991, 湘南出版社。
- (4) 富安芳和他編『障害学生の支援』1996, 慶應義塾大学出版会。
- (5) リチャード・K・スコッチ著竹前栄治監訳『アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた』2000, 明石書店。
- (6) ジョン・T・パーデック著寺島彰監訳『障害者差別禁止法とソーシャルワーク』2003, 中央法規出版。
- (7) 広瀬洋子代表「高等教育における障害をもつ学生への支援システムの研究」メディア教育開発センター編・発行『研究報告・第33号』2002。
- (8) *California Community Colleges Guidelines for Producing Instructional and Other Printed Materials in Alternate Media for Persons with Disabilities*, April 2000, the Chancellor's Office, California Community Colleges.